株式会社セイコー「求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針」

１．はじめに

現在、採用面接、会社説明会、企業訪問、インターンシップなどの場面において、求職者に対する不適切な言動が社会的な問題となっています。

これを踏まえ、当社は、就職活動等に関わるすべての場において、ハラスメントのない健全な関係を確保するため、「求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針」を定め、実効的な防止・対応体制の構築に取り組みます。

２．求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義

当社は、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（以下「求職者等セクハラ」といいます）を、従業員が求職者等に対して行う性的な言動により、求職活動等に支障を生じさせたり、求職活動等の環境を害したりすることと考えています。

これらの行為は、異性に対するものだけでなく同性に対するものも含まれ、相手の性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず対象となります。

「求職者等」とは、求職者、インターンシップ参加者、職場体験実習生、教育実習生その他、求職活動または就業体験等（以下「求職活動等」といいます）に参加する方をいいます。

具体的には、以下のような行為が該当しますが、これらに限られるものではありません。

・性的な冗談、からかい、質問その他性的な言動を行うこと

・恋人の有無、性的経験、結婚予定その他私生活に関する性的な質問を行うこと

・交際、性的関係その他私的な関係を求めること

・採用、選考、インターンシップその他の機会と引き換えに、またはこれらに影響を及ぼすことを示唆して、性的な要求を行うこと

・性的な内容を含む情報、画像、動画等を提供したり、閲覧させたり、送信すること

・性的な噂を流すこと

・必要のない身体への接触を行うこと

・継続的または執拗に私的な連絡、交際の申込みなどを行うこと

・性的な言動に対する対応を理由として、採用その他の取扱いに不利益を与えること

これらの行為には、採用面接、会社説明会、企業訪問、インターンシップその他の求職活動等に関連して行われる行為を含み、その場所が社内であるか社外であるか、また、就業時間内であるか否かを問いません。

３．当社の取組

当社は、求職者等セクハラを防止するため、次の取り組みを行います。

・求職者等セクハラを行った者に対しては、就業規則に基づく懲戒処分を含め、厳正に対処します。

・従業員に対してハラスメントに関する研修や啓発を行い、適切な対応ができるよう努めます。

・求職者等からの相談・苦情を受け付けるため、相談窓口を設けます。

・相談を受けた場合には、プライバシーに配慮しながら、適切かつ迅速に事実関係を確認します。事実が確認された場合には、被害を受けた方への配慮、行為者に対する措置および再発防止のための措置を講じます。

・相談をされた方および事実関係の確認に協力した従業員のプライバシーを保護するため、必要な措置を講じます。

・相談・苦情の申出をしたこと、または事実関係の確認に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行いません。

４．面談等に関する留意事項

当社は、求職者等の方が安心して就職活動等を行えるよう、面談等の時間や場所、実施体制、連絡手段について、次のように対応しています。

・面談等は、原則として就業時間内に、当社が指定する場所および時間に行います。可能な限り 1 対 1 の状況を避け、複数名で対応します。

・当社からのご連絡は、採用担当の窓口から行います。従業員個人の私的な連絡先は用いません。

・上記と異なる対応があった場合や不安に感じることがあった場合は、５の相談窓口までご連絡ください。

・求職活動等において、優越的な立場を利用した威圧的な言動や、他社の選考辞退を求めるなど、求職者等の職業選択の自由を妨げる行為は行いません。

５．相談窓口

【相談窓口】

株式会社セイコー　代表取締役

電話　　048-933-5800

メール　info-3@seikoo.com

ご相談をいただいたことを理由として、採用選考において不利益な取扱いをすることはありません。採用選考は、他の求職者等の方々と同様に、公正に行います。

６．最後に

当社は、すべての求職者等の方が安心して求職活動等を行える環境を整え、ハラスメントのない、公正な採用活動に取り組んでまいります。

制定　令和　　8 年　　10 月　　1 日

株式会社セイコー

代表取締役　久保田　肇